

4公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 危機管理マニュアル

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

令和4年3月1日

1 災害の発生に備えて

- ・大会や合宿を開催する場合、当該大会や合宿に使用する施設の消火器、消火栓、火災報知器の有無及び設置場所等をあらかじめ確認しておく。
- ・災害が発生した場合の避難経路や避難場所をあらかじめ確認しておく。
- ・大会や合宿において施設を利用する場合、当該施設の廊下や出入り口、階段等に避難の妨げとなるようなものを置かないようにする（特に車椅子であっても十分に通行できるほどのスペースを確保しておく）。

2 地震や津波

(1) 地震が発生した場合の対応

- ・壁や柱の近くに身を寄せる。
- ・落下物、転倒物から、特に頭部を守る。
- ・ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ・慌てて外に飛び出さない。
- ・エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合非常ボタンを押して救助を待つ。
- ・自動車を運転中に地震が発生した場合、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。

(2) 津波が発生した場合の対応

- ・津波が発生したときは、可能な限り高台に避難する。
- ・第2波、第3波のおそれがあることから、すぐには元の場所には戻らない。

(3) 報告

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合及び津波警報が発令された場合（3m以上の津波が発生した場合）、または、これを覚地した大会等関係者（当該大会や講習会等を運営する主催者、スタッフ等の運営担当者を指す。以下同じ）は、以下の各事項について、大会等責任者（当該大会や講習会等における大会会長等の主催責任者。以下同じ）に直ちに報告しなければならない。
- ・大会等責任者は、地震や津波等の災害が発生した場合には、以下の手順に従って、安全措置を講じなければならない。

①災害発生時

- ・地震が発生した場合、火器、危険薬品等の使用を中止し、直ちに安全な措置を講じ、安全な場所に避難する。
- ・津波が発生した場合の対応、直ちに大会や合宿を中止して身の安全を確保する。
- ・大会等責任者は、予め定められた避難場所に参加者を誘導する。
- ・身体に障がいを抱えている参加者がいる場合、大会等関係者は当該参加者の避難を補助する。
- ・上記安全策を講じた後、電話、口頭、電子メール等により被害の有無、日時・場所、原因、程度、その他報告をするべき事項を当協会本部に対して報告する。

②中間報告

・災害発生時の報告以降に新たな被害が発生した場合、当該新たな被害に関する事項を①の場合に準じて報告する。

③確定報告

・大会等参加者が受けた被害が確定した場合、当該被害の日時・場所、原因、程度等を当協会本部に対して報告する。

3 火災

(1) 大会や合宿中に火災が発生した場合

・大会等関係者が火災や煙を発見した場合、直ちに火災が発生した事実を周囲の人物に伝え、最寄りの火災報知ベルを押す。
・火災や煙を発見した会員は、直ちに大会等責任者に対して、当該火災の発生した場所、規模、状況等を報告するとともに、直ちに消防に対して通報する。
・火災を発見した大会等関係者は、自ら初期消火をし、又は第三者に初期消火をするよう指示をする。

(2) 避難する際の注意事項

・姿勢を低くして、濡れたハンカチやタオルを口や鼻に当てて、煙を吸わないようにする。
・館内放送が使用できる場合、大会等責任者は、当該放送によって避難を促し、参加者はその指示に従って直ちに避難する。但し館内放送を行うことによって当該放送者に身の危険が発生する場合にはこの限りではない。
・大会等関係者は、上記避難を行う際、参加者に対しても避難を促すと共に、身体に障がいを抱えている参加者の避難を補助する。
・緊急停止する可能性があることから、エレベーターを使用しない。

4 台風、ゲリラ豪雨等の災害

(1) 事前準備

・大会等責任者は、急激な気象状況の変化に対し、参加者の安全を確保するために大会又は合宿の開催前に以下の準備をする。

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定

ウ 中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他を判断する責任者と判断手順の決定

・大会が中止・順延・中断・再開・代替案の採用がなされた場合、当該決定を直ちに参加者に対して告知する。

(2) 大会又は合宿の開催前に気象警報等（注意報を含む）が発令された場合

・気象警報等（競技種目によっては注意報を含む）が発令された場合は、大会等責任者は、原則として、大会又は合宿の中止・中断を検討し、参加者へ今後の対応について迅速に連絡をする。
・大会等責任者は、各種メディアを通じて気象情報を随時確認する。

5 施行

・本マニュアルは令和4年4月1日より当協会および加盟団体の主催するすべての大会・講習会等において適用される。